

令和元年 8 月

美里町教育委員会定例会議事録

令和元年8月教育委員会定例会

日 時 令和元年8月23日（金曜日）

午後1時45分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼  
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 なし

---

議事日程

- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年5月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第13号 区域外就学について

第 4 報告第14号 生徒指導に関する報告（7月分）

・ 協議

第 5 いじめ・不登校対策等について

第 6 基礎学力向上等について

第 7 令和元年度美里町議会 9 月会議について

第 8 学校再編について

・ その他

第 1 行事予定等について

第 2 町内中学校運動会出席者について

第 3 美里町敬老式の出席者について

第 4 町内幼稚園運動会の出席者について

第 5 令和元年年 9 月教育委員会定例会の開催日について

---

本日の会議に付した事件

- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和元年5月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- ・ 協議

第 7 令和元年度美里町議会9月会議について

第 8 学校再編について

- ・ その他

第 1 行事予定等について

第 2 町内中学校運動会出席者について

第 3 美里町敬老式の出席者について

第 4 町内幼稚園運動会の出席者について

第 5 令和元年年9月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 3 報告第13号 区域外就学について【秘密会】

第 4 報告第14号 生徒指導に関する報告（7月分）【秘密会】

- ・ 協議

第 5 いじめ・不登校対策等について【秘密会】

第 6 基礎学力向上等について【秘密会】

午後1時45分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さんこんにちは。

お疲れさまでございます。大分、10日くらい前と変わりまして少し涼しくなったのかなと思っております。ただ、やはり残暑が毎年のように残っているということで、テレビでもその報道をしておったようでございます。

来週からは、いよいよ学校も2学期ということになります。この間、教育委員会のほうには特段大きな問題、事故等は連絡はございませんで、いい夏休みだったのではないかなと思っております。あと2日ありますけれども、何事もなく2学期を迎えられればなと思ってございます。北部教育事務所管内と、宮城県全体を通して、そういった事件事故は入っていないということでございましたので、今年はすごくよかったなと思ってございます。

どうぞ今日は、審議事項、協議事項いろいろございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから令和元年8月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席いたしております。また、一部事項において学校教育専門指導員、青少年教育相談員が出席をいたしますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、会議を行います。

まず、第1に、平成31年4月教育委員会定例会の議事録の承認、令和元年5月教育委員会臨時会の議事録の承認ということでございます。どうぞ、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 既に、委員さんにはお配りしておりますが、議事録について修正等何点がございましたので、こちらのほうで、事務局で訂正することを承認していただければと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（大友義孝） 何点か修正があったということでございます。それと、てにをはの簡易な修正については、事務局にお任せいただければと思ひます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。それでは、議事録の調整をお願いいたします。

## 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございます。

教育長から指名させていただきます。今回は3番留守委員さん、それから4番千葉委員さん  
をお願い申し上げます。若干、順番がもとに戻った形なので、2回連続で議事録ということも  
ございますが、よろしく願いいたします。

---

## 報告事項

### 日程 第2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告をさせていただきます。

では、別紙資料、教育長の報告という部分がございます。数点ございますので、報告をいた  
します。

まず、主な報告といたしまして、1つ目でございますが、第23回の美里町中学生国際交流親  
善大使選考会が行われました。18名の受験者がおりまして、合格者15名、別紙のとおりで  
ございます。ご一読をお願いいたします。

次に、8月8日から10日まででございましたが、「長崎に学ぶ」中学生平和体験の旅がござ  
いました。参加者である中学生は、3ページ目に記載のあるとおりでございますが、本日行わ  
れました校長会でも申し上げました。今年参加された生徒の皆さんは、みずから進んで外人に  
話しかける行為が今回は頻繁にあったと、しかも英語での話しかけ、または外人であっても日  
本語で話しかけて堂々とした行動がなされているようでしたということで、団長からお褒めの  
言葉を頂戴してきたところです。今年の団長は、我妻副議長でございましたので、大変喜ばし  
いことでございますので、校長先生方には続けてご指導をお願いしたいということを申し上げ  
ました。

(3)は、研修関係です。4つほどございまして、このように実施させていただきました。

特に、8月20日、プログラミング研修会ということで、これは午前と午後に分けてパソコ  
ンを利用することでございました。北浦小学校のパソコン教室を先生に開放しまして、午前  
と午後。講師につきましては、北浦小学校にプログラミング研修で1年間教育センターで学ん  
できた先生がいらっしゃいます、佐々木耕太先生ですね、こちらから指導をいただいております。

ところでございます。なお、先生は、今年度文部科学大臣賞をグループで受賞されております。そういった先生でございまして、ちょうどいい機会での研修会を行ったということでございました。

次に、(4)、これも本日でありましたが、午前中に全員協議会が開催されて、幼児教育の無償化について説明をしてきたというところでございます。

次に、(6)(7)(8)については、以上のとおりであります。

(9)でございまして、これは「美里町の教育」、いろいろ編集をしていただきましたが、今月中には全ての機関へ配布するというふうにしてございます。

(10)の各学校のエアコンの設置状況でございまして、こちらにつきましては、来週からもう2学期が始まるわけでございますけれども、試験稼働等いたしまして、早いところでは8月26日から使用開始ができるところもありますれば、やはりちょっと機器の多さとかからございまして、9月20日から稼働できるというところもありますので、結局1カ月までは行かないんですけれどもちょっと学校によって差があるということをご承知おきいただきたいと思っております。なお、室内機、室外機のほうは設置されているんですけれども、やはり問題なのは受電設備、キュービクルですね。こちらの設置が問題でありまして、設置しても停電作業をしてやらなくてはならないということもございまして、こういった期間になってしまっているというところでございます。

次に、(11)全国学力学習状況調査の結果でございまして、後ほど詳細な報告書をまとめまして、委員の皆様方には報告をさせていただきたいと思っておりますが、本日はまだ資料が完成していないということで次回の報告になります。しかし、次のステップにつながりますよう、もう既に学校では分析、考察、改善策を講じられておりますので、申し添えさせていただきたいと思っております。なお、例年のとおり状況の報告ということ、昨年は広報を通じて全戸配布といたしますか、平均値をお知らせしたところでございますが、今年も同じような考え方を持っておりますので、次回、そのことでいいのかどうかという部分も検討をいただきたいと思っております。

それから、(12)については校長会議の資料、それから今後行われます幼稚園・保育所長会議の連絡事項等でございますので、ご覧をいただければと思っております。

8ページ、9ページ目は、7月の定例会から今定例会までの間の諸行事を載せましたので一読をお願いしたいと思います。

以上、教育長報告でございました。委員の皆様方からご質問等ございましたら賜りますが、

いかがでしょうか。成澤さん。

○委員（成澤明子） （10）のエアコンの設置状況についてなんですけれども、8月26日に使えるところはどこで、9月20日から稼働はどこなのか教えてください。

○教育長（大友義孝） すみません。これはあくまでも予定ということで申し上げさせていただきますが、8月26日は不動堂中学校が開始できるようです。ちなみに、学校単位で全部申し上げます。というよりも、コピーをとってお上げたほうが早いと思いますので、後ほど準備させていただきまして配付をさせていただきますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）  
そのほか、ございませんでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 参考までに、これは、学校長、教頭及び主幹教諭候補者選考で、これ面接試験というのは、これはどういう方が面接されるんですか。

○教育長（大友義孝） 面接は、北部管内の受験者は北部教育事務所の所長、それから学事班長、そのほか指導班の班長とか総括次長が入っております。  
そのほか、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、教育長の報告については終了させていただきます。

それでは、次に日程第3に入るわけですが、今回、ちょっと議事日程を少し検討させていただきました。審議事項については、議案についてはないんですが、秘密会にすべき案件をちょっと並べてみました。その関係で、いつもの日程とはちょっと順番が違うところもありますので、見ていただければと思っております。

そこで、日程第3の報告第13号は区域外就学の報告です。日程第4の報告第14号は、生徒指導に関する報告です。協議事項の日程第5はいじめ・不登校対策について、日程第6の協議事項は基礎学力向上等についてでございますので、ここまでの部分については秘密会に値すべき案件と今までは捉えておりました。

お諮りいたしますが、日程第3から日程第6まで、今回も秘密会ということにさせていただきますかと思うんですが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、承認をいただきましたので、日程第3から日程第6までは秘密会ということにさせていただきます。

【秘密会】

休憩 午後3時10分

---

再開 午後3時19分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

これで秘密会の案件は終了ということにさせていただきます、協議事項の日程第7、ここからは公開会議ということにさせていただきます。

---

日程第 7 議案第13号 令和元年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） 日程第7、令和元年度美里町議会9月会議について協議を行います。

説明をひとつお願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸） では、最初私から。よろしいでしょうか。（「はい、お願いします」の声あり）

9月会議に関して今回案件としますと、まず補正予算がございます。それから議案として条例改正がございます。私からは、その補正予算の関係の説明をいたします。

それで、その関連がございますので、最初に今、つい先ほどお配りさせていただきました幼児教育・保育の無償化についてというA3判の横1枚の資料をまずご覧ください。

本日、午前10時から議会全員協議会がございました。教育委員会が関係する案件は、その中で2つありまして、1つは自己点検評価の報告書をまとめましたのでその内容の説明、2点目がこの幼児教育・保育の無償化についてということですが、この2点目は教育委員会と町長部局の子ども家庭課が一緒に入りまして、内容説明は子ども家庭課からしていただきました。この資料も子ども家庭課が中心になって、もちろん教育委員会とのやりとりもあつての資料になっておりますけれども、メインは子ども家庭課で作成していただき説明をしていただいたという内容です。

それで、この右側の表、(4)幼稚園の場合ということで、表2の部分が教育委員会に関する

幼児教育の無償化に関連する部分です。

8月8日の臨時会議の際に、9月会議に向けた教育委員会の方針ということでご協議をいただきました。その際には、まず保育料と預かり保育料は制度的に全て無償になります。それにあわせて、一時預かり保育料も教育委員会としては無償で進めたいと。それから、給食費の中に含まれます主食費と副食費というのがあるんですけども、年間の収入が360万円未満の世帯は副食費が免除となります。主食費は本来免除にはならないのですが、あわせて免除という形をとりたいということで、教育委員会での方針を整理させていただいたんです。その後、町長部局との調整、庁議もありまして、その中で協議をした結果なんですけど、そのとおりにはありませんでして、今週の火曜日ですか、月曜日に庁議があったんですけども長時間協議をしたんですけど結論が出ず火曜日に最終的に町としての方針が決定されました。

その結果として、保育料、預かり保育料は制度的にこれは無償なので決定ですけども、3つ目の一時預かり保育料につきましては無償化になるのはごく一部なんですけど、それ以外の方もあわせて無償にしたいということでしたが、それは無償とはせず従来どおりの考え方で徴収をさせていただくということになりました。

理由としましては、本来制度的には無償の対象になっていないということと、保育所サイドでも、左の表にもあるんですけど、一時預かり保育料というのがございまして、保育所の場合は通常保育所で見えない子供さんを一時的にお預かりするという制度なんですけど、その場合には半日1,000円、1日8時間で2,000円というふうな預かり保育料をとっておりまして、これにつきましても無償化の対象にならない、通常の子供については有償でいただくということになっておりまして、そちらとのバランスをとるという整理もございまして、教育委員会のほうでの一時預かりにつきましても1回当たり300円と、ここ2段書きになっていますけれども赤い部分、もともと保育が必要なんだけれども預かり保育に来ていない子供が、例えば一時預かりをしたいということであれば無償の対象になりますが、そうでない子供さん、保育の必要がないと判断されている子供さんで幼稚園に通園している子供が、例えば午後も、突発的な例えば病院だとか保護者の都合で見してほしいという場合は300円をいただいて一時預かりをするというのは従来どおりするということになりました。

それから、給食費については、こちらが考えました方針のとおりということで、3,100円月額給食費、これには主食費、副食費含めて3,100円でございますが、年間収入360万円未満の世帯については副食費が制度的には免除ですが、あわせて主食費も免除とするという方針で決定をさせていただきます。これにつきましては、保育所側につきましても同じような取

り扱いをするということで、給食費は月額6,000円となりましたけれども、こちらは6,000円の免除ということになるということでございます。

一応これが全員協議会で本日ご説明した内容になります。それを踏まえまして、9月の補正予算について説明させていただきます。

A4、3枚つづりの縦に表記しております、令和元年度美里町議会9月会議について、一般会計補正予算（9月会議）（案）ということです。補正予算の形での資料、ちょっとお出しするかどうか悩んだんですけども、まだちょっと告示されてない議会資料だったものですから、今回それはちょっとお出しせずに改めてこういう形で整理させていただいて、今回資料をつくりました。

補正予算の中身ですが、まず歳出から申し上げます。

上2つにつきましては、幼保無償とは関係ございませんで、エアコンの設置です。エアコン設置する際に、先ほど教育長報告でもありましたけれども、受電設備、キュービクルを増設してエアコン設置となりますが、全体的な電気の容量が多くなりますので、そのために電気設備の保守点検の業務委託料も金額が高くなるんですね、容量が多くなると。ということで、その分の差額を必要としましたので、上は小学校のエアコンの分、下は中学校のエアコンの分の増額の委託料を補正で増額しております。

次の事業につきましては、幼保無償化にかかわるものです。幼稚園事業ということで、教育委員会の総務課に非常勤職員を1名配置します。10月からの6カ月です。そのための社会保険、雇用保険それから通勤手当、1、2、3までは非常勤にかかわる予算となります。4番は消耗品、コピー用紙、その他、あとはプリンター用等トナー等の消耗品ということでの計上です。5番は印刷製本費。制度改正について保護者へ通知が必要となるということで、通知書の窓あき封筒、それから郵便代ということで5番、6番、通知のはがきというところですね。7番は、手数料で、パソコンのセットアップ手数料、これは次のページを見ていただきますと、9番にございますが、事務用品の備品購入費57万7,000円がありますが、この中にカラーのレーザープリンターと、モノクロのレーザープリンター、書棚、それからデスクトップパソコン3台を購入しますが、そのセットアップの費用ということで7番の手数料が必要となっております。間とばしてしまいましたが、8番のコピー機借り上げ料ということで、今回の幼保無償、そういったものに加えまして、教育委員会で非常にコピー代が多くなっておりまして、それらの予算の増額ということにしております。

それから、次の私立幼稚園通園支援給付事業というのは、幼保無償化に伴いまして増額とな

るものが1番と3番ですね。2番目は、逆にこれまで出していた就園奨励費補助金というのが、これは10月以降なくなるということで減額の補正ということになっております。

次の、なんごう幼稚園施設管理の7,000円は、先ほどの小中と同じくエアコン設置に伴う委託料の増です。

最後、幼稚園費職員人件費は、この幼保無償化に伴いまして時間外勤務手当が発生しておりますので、それら不足分を担うために今回増額をさせていただくということになります。

これ、補正予算歳出のほう結構な金額にはなるのですが、これは今回交付金で補填をされるということで歳入のほうでも補正がございますので、町としての手出しは基本的にはないということでの予算になってございます。

次の、3枚目は歳入予算になります。

最初の13款の使用料は、幼稚園の保育料と預かり保育料が10月以降無償化となりますので、6カ月分の減額補正となります。

14款以降の部分は、基本的には今回の幼保無償化で町が支出する分、それから公立の幼稚園の保育料が入らない分の補填として国県から支出される予算となっております。

それから、一番最後の20款なんですが、諸収入ということで給食費納付金ですけれども、この減額分は先ほどの説明の中で360万円未満収入の世帯について給食費が無償化とするということになりましたので、その分歳入が減額となりますので、この分のマイナスの補正ということになっております。

以上、私のほうから補正の予算の中身についてお話をさせていただきました。

○教育長（大友義孝） 続けてもらって。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 9月の議会で、条例の改正をすることによってございます。料金の徴収条例というのを持っておりまして、前回お渡ししている資料に入っておるんですが、その条例の中にそれぞれの利用料、入園料、保育料あとは一時預かり保育料、あと預かり保育料、これが入っておりまして、今回の無償化に伴いまして最終的に不要な部分は削除するというので、入園料、保育料についてはそこからとるというような内容で上げるということで今話を聞いております。

それで、預かり保育料についてなのですが、最初に次長のほうで説明したA3判のものをちょっとご覧いただきたいのですが、これの中に預かり保育料という、1月当たり5,500円ということでここだけ金額書いてあるんですね、保育料は書いていないんですけれども、保育料は5,000円ということなんですけれども、これは保育料については完全に無償化、保育

料はもうゼロということになっておりまして、完全な無償化なんです。ただ、預かり保育料につきましては、基本的に償還払いというやり方で、一度納めていただいてそしてお戻しするという事なんです。仕組み上は。それで、ただ、公立の幼稚園の場合は、町が設置している幼稚園ですので、やりとりをしないで現物給付ということで、現物給付というのはサービスを提供するということによってそのお金のやりとりはしませんよということになるということなんです。そういう取り扱いをしていいですよということで、国からも言われているという事なんです。それで、この預かり保育につきましては、1万1,300円まで、一時預かりと同じなんですけれども、1万1,300円を上限でということなんです。それで、うちのほうで5,500円というのを出しておかないと、そこまではサービスが使えるので。例えば美里の公立の幼稚園で5,500円使ったと。残り5,800円残るわけなんです、上限までです。それは例えば、私立の施設に預けた場合、5,800円までは無償になるということみたいなんです。なので、幾ら使ったかというのはちゃんと整理しておかなきゃいけないんですかね、その上限1万1,300円まで使えますので、結局5,500円は美里で使いましたよと、例えば公立で使いましたよと。そしてその残りはほかのところで使うということもありまして、一度納めてもらって返すというような、ややこしい話なんですけれども、あって、ただ、またややこしい話をするんですが、十分な預かり保育をやっている場合、1日8時間、年間200日以上という預かり保育を、その基準をちゃんと満たした預かり保育をやっている場合、ほかのほうの幼稚園なりそういう施設に預けても、それは今回の無償の対象外であると。ただ、うちのほうの保育が十分じゃなくて、その基準より低いサービスをしている場合、そういう場合はそれを補完するためにほかの施設を利用してもいいけれども、先ほど言った1日8時間、年間200日以上というようにちゃんとやっている場合は、それ以上のサービスを受けようとする場合については今回の無償化の対象外だということなので、うちのほうを使ってほかを使うというのはあり得ない、今の状況ではですね。十分な保育をしているという事なので、ほかの施設を併用してやった場合については今回の無償の対象にはならないというようなことで、ちょっと、保育料につきましては完全にゼロ円なんですけれども、無償化ということなんです。預かり保育については上限額があって、そして全くの無償ではなくて償還払いということみたいなんですけれども、一回納めてもらって戻すと。これは私立の場合はそういう形でやるようなことにはなると思うんですが、公立の幼稚園の場合についてはそういう現物給付というサービスをするということで、相殺というか、お金を払ってもらって戻すということはやらないという事になっております。そういうようなところを、条例

で整理をして、それで総務課のほうで調整をしていただいているんですけども、条例案を町長が提出をしていると。そして、今回の無償化にあわせた内容でその条例の調整をしていくということで、9月の議会で提案するというようなところになってございます。ちょっと、非常にわかりづらい話なのですが、一応そのような形で。あと、先ほど話ありましたけれども、一時預かりについては、教育委員会といたしましてはこれも無償でというようにところで話をしていたんですけども、先ほど言ったように保育所でも一時預かりを取るところで、そこら辺のバランスをとるということがありまして、先ほども次長からの話もありましたけれども、一時預かりについては今回は無償化にはしないということで整理をしているということでございます。

私のほうから以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今回、9月議会としては、教育委員会としては補正予算ということですね。そして条例は町長提案ということになりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

ただし、この条例改正案が出されたときに、場合によっては規則の改正、教育委員会規則が付随するんですね、この料金の関係については。それは改めて委員の皆様方にご審議をいただくということになります。

そういったことで、いろいろと庁議の中でも1回の庁議では結論が出なくて、延長して次の日まで持ち込んだという案件でございましたので、なかなか幼稚園だけじゃなくて保育所、それとの整合性をとらなくちゃいけないということから、このような結果になりましたということでございます。（「一つだけ質問」の声あり）どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 一時預かり保育料ね。保育所とのバランスをとるためっていう説明なんですけれども、バランスをとるんだったら教育委員会のほうに、無償にしてバランスをとる方法もありますよね。ちょっと、そのバランスの取り方をもうちょっと説明してほしいんですけども。さっきの説明では、繰り返しになりますけれども、保育所の関係でそっちは有料ですから、教育委員会では無償にしようと思っていたけれども、そっちに合わせるんだと、それがバランスっていうことでね。そうしたら、教育委員会の無償に保育所が合わせれば、やはり同じバランスとれますね。それをなぜ、そういう形をしなかったのか。その辺の説明をお願いしたいんですけども。

○教育次長（佐々木信幸） まず、バランスをとるという考えとありますけれども、本来の無償化のものではないということ、理由として私はお話ししましたけれども、この一時預かり保

育料を教育委員会としてこれもあわせて無償化にしたいと考えた理由としては、一回300円という高くない金額ですね、これを調停を立てて、納付書を発行して納めていただくという作業が発生するので、そういった事務の煩雑さを省くために300円の無償化を考えたいというのが最初の理由だったんですね。そのために、時間もかかるし、手間もかかると。幼稚園の園長先生がそういった手続をしなきゃないというところもあって、それから始まったことなんですけれども、町長部局側からすると、例えば事務が煩雑だからといってお金をいただかなくてもいいという理由にはならないだろうというのがまず一つあります。それから、保育所サイドの一時預かり料というのは、金額はまあまあ高いんですよ、半日だと1,000円、1日預かると2,000円ということでの金額もありますので、それを全て無償化とするわけにもいかないということもあるんだと思うんですけれども。一番の理由とすればその事務が煩雑になるからということでそれを省くために無償化という考え方がまずできないというのが1点目。あとは、さっき言った保育所とのバランスということで、保育所のほうではこの金額を無償化することはできないということがございましたので、そこでのバランスをとらせていただくということで、こちらの無償化にはならなかったということだと考えております。

○教育長（大友義孝） もっとつけ加えると、幼稚園の一時預かりは幼稚園に入園しているお子さんの預かり、一時預かり。保育所の場合は、入所していなくても一時預かりです。その違いが、大きな違いがあるっていうことがありました。

○委員（後藤眞琴） 今の説明で、仕事が煩雑っていうの、これするためには担当の職員がその仕事をするのには時間がかかりますね、当然。（「はい」の声あり）そうすると、煩雑ばかりではないわけですよ。そうすると、保育所のほうでも同じようにこれをするためには時間がかかりますよね、煩雑になりますよね。そうすると、これも付度ではないですけども、お金が、保育所のほうで一時預かり保育を無償にすると町の負担が大きくなる。教育委員会の場合には、その負担額よりも職員の仕事に見合ったものが出てこない、そういうことも当然考えられると思うのね。そうすると、説明する場合には、先ほど仕事の、預かる子供の場合も違いますけれども、今教育長さんから説明ありましたけれども、お金がこういうふうになると、その辺の説明もないと説得力が、ただバランスがというだけではちょっと説得力に欠ける。聞いた場合に何でバランスが、そういうふうな感じを受けましたのであえて質問させていただきました。

○教育長（大友義孝） 保育所と幼稚園があるから、いろいろな諸問題が出てくるというのが実態ですよ。ですから、将来においてじゃあ幼稚園は公立幼稚園でいいのかという問題にまで

発展してくると思うんですね。それは、今後の教育委員会での議論になるかなと思っております。それは、資料を集めて大きな意味での考え方持っていかにざるを得ないのかなと思っていました。「すみません」の声あり）はい、どうぞ。

○委員（千葉菜穂美） この、預かり保育の無償化になった場合、一時預かり保育じゃなくて預かり保育にしたいという保護者の方がふえるって可能性はあるんじゃないかって思うんですけれども、そういう場合は人数制限とか出ますか。

○教育長（大友義孝） それはもちろん出てきますよね。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね。確かに予想はできると思います。今まで5,500円って金額があるのでちょっと考えていたけれども、無償であればずっと今後は見てほしいというのものもあるかもしれませんが、ただ、まずは基本的に保育が必要かどうかという認定が必要なんですね。要するに、共働きであるとか。午後もその子供を見る人がいないということで保育が必要だという認定を受けた方が預かり保育は利用できるということなので、そこがまずクリアできれば預かり保育の申し込みができますよ。そういった方が、あとは定員の問題があるんですね。あと幼稚園側で教室のスペース、それからそれを見る先生の人数があって、定員がありますので、その定員の範囲内で受け入れるということになるかだと思います。実際、今年度は預かり保育の申し込みをいただいてもどうしてもその定員の関係で見られないという方も何人かいらっしゃって待機していただいている方がおりますので、そういった形になる可能性もあると思います。

○教育長（大友義孝） 認定の煩雑さは出てくるってことですよね。

○委員（千葉菜穂美） ですよ。皆さんもう働いてでも預かりしたいですよ、そうしたら、無償っていったら。

○教育長（大友義孝） ただ、どうしても家庭での保育ができるかできないかの判定ではかなりシビアにならざるを得ないだろうなとは思いますが。確かに、千葉委員が言われるようにこう流れるんじゃないかというのは懸念はされます。

以上が、国策であります幼保無償化の内容でございます。それに伴います改正のものでございました。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、9月会議の部分、令和元年度の美里町議会9月会議の部分については以上で終了させていただきます。

---

日程 第8 学校再編について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、学校再編についてに移ります。まず、説明お願いいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

私のほうから、本日は2点お話をしたいというところで、資料につきましてはA4判の左上をとじているものと、あとは表4-4というものです。それと、もう1枚A3判のものがありまして、新中学校（仮称）の開校準備委員会の資料というところで、（案）ということでお出しをさせていただきます。

まず、A4判のものから説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

これにつきましては、前回の定例会のときにちょっとお話をした部分なんですけれども、適地選定業務のときに浸水深ということで、当時の町の防災ハザードマップ、それをベースに資料を提供して進めてきていたというところなのですが、平成28年に国で新しい浸水想定区域がもう発表されていたというところで、最新の浸水深での選定というところではなかったというところで、今回国際航業でそれをちょっと整理をしていただいたものをお出ししているというところでございます。

それで、まず1ページ目をご覧くださいなのですが、経緯ということで時系列で整理したものでございます。

平成21年3月、平成21年の美里町洪水ハザードマップ、この時点で完成いたしまして公表したと。これをベースに適地選定を行ってきたということになります。

続きまして、平成27年5月、ここで水防法が改正されまして、想定最大規模豪雨の浸水想定をすることとなったということで、大分雨の降り方っていうんですかね、例えばゲリラ豪雨、集中的に短時間で降るといようなところもございまして、その想定を変えてちゃんとやるといようなところで、水防法の改正があったと。

それを受けて、平成28年6月に国において北上川水系、江合川、新鳴瀬川ほか、これと鳴瀬川水系、鳴瀬川、多田川ほか、これの浸水想定区域の指定がされまして図面が公表された。これは、県のホームページのほうで公表されたということでございます。

その次、平成30年4月に、新中学校建設の適地選定等業務、これが開始されてございます。

これは国際航業で行った、受託したと。

そして、平成30年5月、適地選定等業務において洪水ハザードマップの貸与を町から受けたと。町から国際航業のほうに洪水ハザードマップを出していると。ここに書いておりますけれども、実際には平成21年美里町洪水ハザードマップを国際航業が受託。一番最初、21年のハザードマップを作成してございますけれども、これを国際航業が受託してつくったというようなところがございます、そのデータを持っていると。そのデータの権利は町にあるものなので、その町の使用許諾を得てデータを活用したというところがございます。

同じく30年5月、北上川水系、江合川、田尻川ほかの浸水想定区域の指定がされて、図面が公表と。これは、県で管理する河川でございます。先ほど、28年のところ、28年の6月については国が管理する河川ということでつくられたということでございまして、平成30年5月には県が管理する河川についての浸水想定区域の指定がされたというところがございます。

続きまして、平成31年3月、適地選定等業務における適地選定の評価項目の1つとして、洪水ハザードマップにおける浸水深を評価して、1次選定（案）、これは国際航業のですね、1次選定（案）として5候補地から駅東地区、駅西地区の2つの候補を選定しまして、その後に2次選定（案）を行って納品をしたというようなところがございます。

それで、令和元年5月、美里町防災ハザードマップ作成業務を国際航業が平成31年2月に防災管財課より受注し、国県の浸水深の詳細データを5月に貸与を受けたということで、前回は国際航業がつくった、受託したんですけれども、今回も国際航業が受託をしたというところで、2月ですね。そして、5月にはその国県の浸水深のデータを、最新のデータを入手したと。これは28年の6月と30年の5月ですね、これのデータを入手したというようなところがございます。

続きまして、令和元年の6月、7月、防災ハザードマップ作成作業を進めていく中で、水防法改正を反映した各種河川の浸水想定区域の各地点における最大浸水深を重ね合わせたデータが作成されたということで、これは全ての河川において同時にというんですか、浸水した場合にどれだけ浸水深が上がるかと。その河川によって深さが違うので、それを重ね合わせて最大のところをあらわすというところがございますので、その作業を行ったところがございます。上記作成データと、新中学校の適地選定における洪水ハザードマップと、元データの違いを比較し、浸水深による評価結果の比較検証を行ったということで、最新のものを使用した場合どうなるかというところを比較検討したというところがございます。比較検討した結果ということで、各候補地において評価点の違いはあったものの、適地選定における1次選定（案）、2次

選定（案）の手順・評価結果を覆す違いは出ていないことを確認したというところで、国際航業のほうで整理しているというところがございます。

それで、裏面が評価点のまとめということで、ここに示しておるのが洪水時浸水深についての評価結果の比較ということで、適地選定等業務を行ったときの評価が一番上に書いてございまして、小牛田中学校から駅西地区まで、5つの候補地についてこのような評定点になっていると、これでやったということでございますけれども、その下に今後公表予定というのと、今後公表予定を加工と書いてあって、ちょっとわかりづらいかと思うんですが、その次の3ページにあるんでございますけれども、まず上が適地選定等業務時ということで、浸水深のランクはこのような形で5つに分かれていたというようなところがございます。それで、浸水深が上から行きますと0.5メートル未満、これが黄色であらわしますから、一番下でいきますと浸水深が5メートル以上というような基準がございます。

その次が、今後公表予定のものと、9月1日に配布予定なんですけれども、これの浸水深のランクがちょっと変わっているんですね。前回とちょっと評価基準を変えているということで、まずは、5つの評価をするというのは同じなんですけれども、今回0.5メートル未満の区域というところから、最大で10メートルから20メートル未満の区域というところまで、前は5メートル以上というところで整理しておったんですけれども、今回は20メートルまでというようなところで、ちょっと評価基準が変わっているというようなところがございます。

そして、その下が今後公表予定を、もともと適地選定業務をやったときに合わせて評価を試みたというところで、新しい浸水深のランクではなくて、適地選定のときに合わせたランクでやってみたというようなところで、この3つを並べているというところがございます。

それで、ちょっと前に戻っていただくと、今後公表予定というものを今回評価してみるとこのような形で、基本的には変わらないものと、あとはマイナスになっているものと。今後公表予定のものを加工したもの、加工したものというのは適地選定時の評価に合わせたものということでございますけれども、結果としてはこの2つとも同じ数値になっているというところがございますけれども、こういうような形になっているというところがございます。

それでちょっと、4ページですね、3ページの裏側になりますけれども、それぞれの候補地を評価したものということでございますけれども。

まず、小牛田中学校を例に最初にお話をしますけれども、適地選定等業務のときは浸水深は0.5メートル未満ということで、校舎は浸水時の避難場所に指定していたというところがございます。それで、その下に今後公表予定というところを書いてございまして、これがちょっと、

前を見ていただかなきゃないんですけども、浸水深、今後公表予定、9月公表予定のものというところの色分けになっているんですけども、今回はちょっと、これは今後の公表予定の場合の評価ということでやってございまして、これで見えていくと、黄色が0.5メートル未満区域になるんですね、ただ、大体、この評価をする場合につきましてはより多くの面積というところで評価をいたしますので、これですとオレンジのほうが多いということになりますので、オレンジですと0.5から3メートル未満の区域というところになりまして、評価としては0.5から3メートルというような評価になるということでございます。その下につきましては、今後公表予定のものを加工したと、これは適地選定業務時に合わせた評価になってございまして、これは見ていただくと、これも前のページとの比較になるのですが、浸水深0.5未満がこの黄色い部分になりますけれども、一番多い面積が緑の部分ということになりますので、0.5から1メートル未満という評価になるというような考え方でございます。

その次が、不動堂中学校でございます。不動堂中学校につきましては、適地選定業務のときは浸水深が2メートルから5メートル未満ということで評価をしてございまして、今回の公表予定ということであればここににつきましてはピンクの部分ですね、ピンクの部分とあとはオレンジの部分になりますので……、あとは白はかぶらないというところ（「詳細はいい」の声あり）いいですか。

○教育長（大友義孝） ちょっと聞きたいんですけども、ちょっとごめんね、話を折って悪いんですけども、この1ページの一番問題なのは、一番下の表、R1の6月と7月の上記作成データと、それから適地選定における洪水ハザードマップと、元データ、この3つあるよね、ここだね。上記作成データということは、R1の7月にこれから出されるものということ、作成データというのは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この上のデータですか。これは、重ねたものがハザードマップとして出ていくということですか。

○教育長（大友義孝） だよ。だから、これが今年の7月のハザードマップということになるわけだね。上記作成データっていうのがね。（「はい」の声あり）そして、適地選定における洪水ハザードマップっていうのは、ここに書かれている表の一番上、平成21年3月公表のデータだよ、おそらく。（「はい」の声あり）そして、元データと言ってるのはどこの部分なの。3つのデータがあるように見えるんだけど。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 元データというのが、前のハザードマップのデータという考え方。

○教育長（大友義孝） 前のハザードマップっていうのは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 21年に作成したデータ。

○教育長（大友義孝） そうすると、適地選定における洪水ハザードマップと同じということ。ちょっと違うんじゃないかな。

あのね、順番を追って話すと、21年3月が1つ目の公表データとしますね。それから、2つ目が28年6月の県でのホームページのやつが2つ目ですよ。あるとするやつはね。それから、30年の5月に公表されたものがありますよね。3つ目ですよ、これでね。（「はい」の声あり）そして、この3つをどういうふうにここで評価したのか、比較したのかっていうことが見えればいだけのことであって、どれどれの比較をしての差は、うちのほうで出した比較検討のやつでの災害リスクは結果的に小牛田中学校と南郷中学校だけがマイナスポイントになったということだけなんだよね、これ見ると。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 小牛田と、あとは駅西地区ですかね。（「駅西か」の声あり）3つがマイナスになったと。

○教育長（大友義孝） マイナスになって、だから総合評定点数の順番が入れかわるということはないという、なかったという検証なんだよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうです。やった結果、覆らなかったということです。

○教育長（大友義孝） ですよ。ただ、それを説明する裏づけとしてこの1ページ目があるんだけど、このさっき言った上記作成データ、適地選定における洪水ハザードマップ、元データ、この3つはどの部分なのかっていうのがちょっとわからない。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 上記作成データというのが、このときにハザードマップを作成するためにつくったデータ。

○教育長（大友義孝） だから、これが4つ目だとするよね。4つ目だよ。もう一回言うよ。

○教育次長（佐々木信幸） ちょっといいですか。（「はい」の声あり）

もしかするとですけども、ここで言う上記作成データというのが今年の6月、7月に作成を進めていた防災ハザードマップのことです（「そうそう、だから4つ目だっちゃ」の声あり）それで、次の新中学校の適地選定にかかる洪水ハザードマップというのは一番最初の美里町洪水ハザードマップのことかな。（「はい」の声あり）ですよ。ハザードマップとしては2つだと思うんです。それぞれのハザードマップの元データという意味ではないでしょうか、もしかすると。（「それぞれのデータ」の声あり）それを比較しましたと。ハザードマップそのもの

じゃなくて、ハザードマップに使われているそれぞれの元データを比較検討した結果（「そういうことね」の声あり）今回検証しましたという意味合いではないですか。違いますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと、表現があれなのですが、まず28年の6月に出たもの、あとは30年の5月に出たもの、（「28年の6月に出たもの」の声あり）これ、国の河川の浸水想定と、あと30年の5月に県の管理する河川の浸水想定区域が出たと。このデータを使って今回のハザードマップをつくっておりますので、基本的に比べるのは、前回のハザードマップと、今回のやったハザードマップを比べるということだけなんです。

○教育長（大友義孝） そうですよ。何かこの意味が通じないなっていうふうにちょっと思ったのね。

○委員（後藤眞琴） 僕も今、次長さんの言った解釈をしないと、このハザードマップは2つしかないですよ。（「はい」の声あり）この21年3月と、それから……自分でつくった、国際航業がね。（「そうですよね」の声あり）ですから、それを……元データというのをどう解釈するのか。

○教育長（大友義孝） そうなんです、そういった中身の検討で、結局最大でもマイナス1ポイントであまり順番が変わることはなかったんだということを検証したということだと思っただね。

だがしかし、なぜこのデータ、図面公表された部分がありながら、それを使わなかったのかということが一番問題であって、その部分の解釈ね、どういうふうに出すのかが整理されていくということだと思っただね。

○委員（後藤眞琴） まさにそうですよね。これ、2018年5月にこれ県がホームページで公表しているんですね。その時点で、前のハザードマップとの違い出てくるんだっていうことで、ここで予想できるはずですよ。それを、例えば課長さんはいつこういうことがあったのか、もし知っていたとしたらね、僕たち意見交換を1回したときに、これは2009年のハザードマップをもとにつくったものです、それが国がこういうことあって、県はこういうふうになっているので、これと違ったものが出てくるかもしれないということを、その意見交換会で一言つけ加えることはできたはずなんです。それを、これ、国際航業がたまたま引き受けて、これ見ますと、どうもこういうことだから、結果では違いはないから、前のでもまあいいんでないですかっていうふうに読めちゃうんですよ。そうすると、結果よければ全てよしというのではなくて、僕たちが場所を選定するに当たってはいろいろ検討した結果ここがいいんですよと

いうことを意見交換会で説明してきたわけですよ。そのときに、今教育長さんがおっしゃられたその部分をどう説明するかっていうことが大変大切なことだろうと思いますね。ですからこれ、浸水想定区域の指定がされ、図面公表されたのは18年の5月ですから、これは当然防災管財課の中では見えていいものにもなってきますよね。（「そうなんです」の声あり）そうすると、その時点で課長さんもある程度知っておかなきゃならなかったことでもあるんですね。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝） これはですね、新中学校建設調整委員会というのがあって、その中で出てこなきゃなかったんだね。それで、このくらい県とか国とか出されてあるのであれば、その時点で町の防災マップの見直しをかけなきゃないってことなんです、最初から。それが何で今なのっていうのが後になってきています。その部分で、その部分になってくると、教育委員会の範疇ではないわけだからね、実際はね。

○委員（後藤眞琴） 今言われた何とか委員会、わざわざつくったんですよ、全部が集まって。そこでこういうことは当然議題になって、あるいは話題になってしかるべき問題だよ。

○教育長（大友義孝） そうなんです。ただ、この実際のところ、今新しく出されてきたものがあるから、それがどう変わるんですかって、さっき先生が言われたように結果的には変わらなかったけれども、その順番という部分に関してはどうしても整理はかけておかなきゃないということ、ちょっと頭、このところずっと悩んではいたのね。

○委員（後藤眞琴） これは、教育委員会で21年のハザードマップ、これが絶対的なものですよと、それに基づいてやりましたという説明をしているわけですね。（「そうですね」の声あり）

○教育長（大友義孝） そうですね。だから、私はそれに尽きるしかないと思うんです。今、現行にあります洪水ハザードマップと言われるもので行いました。データではありませんということ、データではないよね。（「はい」の声あり）洪水ハザードマップに基づいて検討しましたということになるんだと思う。データは国とか県からそれぞれ別個のものが新たに出されてきたと思うんですけれども、でも集大成として町の洪水ハザードマップにはなっていないわけですよ、それが。今やっているわけですから。

○委員（後藤眞琴） ただ、変わる可能性があるということは知れるわけですよ。きちっと押さえておけば。（「そうですね」の声あり）それをどこで押さえておかなかったって、その説明はしなきゃならないだろうと。

○教育長（大友義孝） そうでしょうね。わかります、それはわかります。

○委員（後藤眞琴） だから、教育長さんがおっしゃられるように、やっぱり知りませんでした、この時点で教育委員会では知りましたっていう事実を述べるよりしょうがないですよ。

○教育長（大友義孝） そうですね。そのとおりだと思います。（「よろしいですか」の声あり）

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私がこのことを知り得たというか知ったのは、今回の防災管財課でハザードマップを頼んで、国際航業で受けたんですね、その結果、この河川のデータでそれぞれの流域で浸水が出ているんですね、それを重ねて出ているわけではないんです、この河川だったらこのエリア、この河川だったらこのエリアと、それが公表されているだけなんです。それで、今回ハザードマップをつくるのを受注して最大浸水深を出すために全部の河川のデータを重ね合わせたんですね。そうして初めてわかるんですね、最大浸水深が。そして、防災管財課で重ねてみたら、不動堂中学校の部分はあそこは浸水しないんだというのを、防災管財課長のほうから私聞きまして、そして前のハザードマップとはちょっと違うんだと。そのときは、不動堂中学校の部分だけの話だったんですが、結局その部分だけじゃないので、ほかの候補地も当然ありますので、今回そういうものを含めて、今回ちょっとやってみたと。こういうところでございまして、先ほど後藤委員からありましたけれども、情報としてやはり知っておくべきだったと。例えば事務局としてもこの平成28年の6月に国管轄のやつは出ておりますので、そういうデータがあるという情報は入手しておくべきだったのかなというふうに考えておりますが、その後に先ほど話出ていますけれども、新中学校建設調整委員会、これの中で、当然防災管財課も入っておりますし関係するところ全部入った中での町の内部組織ですから、その中でどういう課題がありますか、そういう部分を全部聞いているんですね。本来であればそのところで、例えば28年6月に公表されているぞというような話でもあれば、そのときにまた考えるということだったとは思いますが。あと、もう1点ございまして、結局重ね合わせて浸水ランクを決めないと評価が出ないということなんです。なので、国の生データだけあるからそれで評価できるかっていうとできないんですね。（「できないですね」の声あり）評価することができないんです。だから、今回初めて重ね合わせて、さらにランクをつけてやったので初めて出てくるものということですので、なかなかやろうとすると適地選定等業務の中でそれをやらなきゃいけないということですね。

○教育長（大友義孝） 結局、重ね合わせた形でなければ、しっかりしたデータが出ないので、うちのほうでやっている最中にはそれはできなかったということだよ。仮にわかったとしても。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） わかったとしても……後からの話なの



返しになりますけれども、その意見交換会でこれはこういうことだと、それで変わる可能性があるかもしれないという説明はできたんでないかって、この教育委員会としてですよ、全然知らなかったんだって、もう知らなかったんですからそれは知らないという形で今度説明せざるを得ないけれどもね。それを、できるだけ早く、あるいはしたほうが、それで結果的にはこういうふうに変わっていないということも知らせなきゃならないんでないかと僕は思う。

○教育長（大友義孝） 結果としてこういうふうと比較検討してもらったりした結果、評定的には何ら変わらなかったという結果ではあったということなんですよ。（「すみません」の声あり）はい。

○委員（成澤明子） 一つは、2009年3月に美里町の洪水のハザードマップが完成して公表されているんですけども、それをつくったのは国際航業でやってもらった、そしてその、今のところそれがそれが最新だと。（「そうですね」の声あり）ただし、2016年6月に県のホームページで公表されたものと、2018年に公表された、これは生データですよ（「はい」の声あり）じゃあ、その2つの生データをもとに、国際航業が美里町のハザードマップを新たにすると。まだつくっていないという段階なんですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。ほぼでき上がって、9月の広報と一緒に全戸配布をするというようなところで、今。

○委員（成澤明子） じゃあ、新しい中学校に適應するというのは、それができた後適應するということですよ。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝） 一つは、今言ったように流れ的にはそうなんですよ。ただ、いろいろな形で今回のように適地選定をする一つの評価項目の中に浸水項目なんかが入ってくると、それぞれの機関で実施しているデータが出回ると比較にならないんですよ、はっきり言って、できあがるまで。ということなんですよ。だから、その辺のタイミングという部分がすごく問題だと思って、2016年6月は国においてつくったやつだったし、2018年の5月もこれは国で出したやつなのかな（「これは県ってなっている」「県です」の声あり）これは県でやったんですか、北上川水系ってやつ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これ、県管理河川というんですかね。（「県管理」の声あり）だから、それを、県管理の部分をつくったと。最初は国で、その次。

○教育長（大友義孝） 国に、県においてとなるわけだね、そうするとね。ここはね。（「はい」の声あり）同じ北上川水系でありながら国で出して県で出してということになっちゃうわけだよ。それがなぜ必要なんですかということ、普通はなるんですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 管理部分なので、違うものかどうかということですね。

○教育長（大友義孝） わからないわけでないけれどもね。それが、こういうふうに二重にも三重にも、国と県でやりとりしてもらっている間に、町が進める比較検討を進めちゃうと、それがしっかり終わるまで比較にならないということですよ、はっきり言えば。

○委員（後藤眞琴） それは、そういう……、公式にはそうなんですけれどもね。教育委員会で今いろいろ問題になっているここでいいんだっていうときには、そのわかる情報を入れた上でしたんだっていうの、本来はあってもしかるべきだったんですけれども、知らなかったでやって、結果が覆ることなくてよかったとは思うんですけれども。（「それはよかったんですけれどもね」の声あり）でも、その経緯はきちっとできるだけ事実を踏まえて、できるだけ丁寧に説明をしなければならぬと思う。

○教育長（大友義孝） わかりました。十分、結果的に変わらなかったということはよかったなという感じはしますけれども、その辺の部分はしっかりとね、説明は申し上げなきゃいけないと思います。

それが、この3番目の。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。それをまとめたものがこのA3、もともとのものに変更になった部分を赤字で示したものであるということになっておりまして、変わっているのが、小牛田中学校については5点だったのが4点になったと。あとは、南郷中学校が3点が2点になっている、駅西地区が3点が2点になっているということで、この数値の変動があるということでございます。

○教育長（大友義孝） 5より上がることはないからね、下がることはあってもね。そういう結果になるだろうなど。

ご理解いただけましたね。（「よろしいでしょうか」の声あり）はい。結構でございます、ありがとうございます。ただ、この言い回しだけね、もうちょっとこのところ、確認していただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

もう一点ありましたよね。次の段階に進むべきもの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、あともう一点のほうなんですけれども、新中学校（仮称）開校準備委員会の組織体制及び協議事項（案）ということで、案としてつくらせていただいたものでございます。それで、これにつきましてはいろいろとご意見があると思いますのでそのご意見をお聞きしながら、全くのたたき台でございますので、い

ろいろご意見をお聞きしながらちょっと整理をしていきたいなと思っているところでございます。

左上に、委員の候補者ということで、どういう方々に入っていただくかということで、ここに挙げてございます。まずは住民ということで、あとは各中学校の校長と、あとは各中学校の教職員、PTA。あとは新中学校に通学する児童の保護者というのは、開校時に実際に該当する子供の保護者というんですかね、そういう方に入ってください。あとは学校評議員、あとは学識経験者、あとは町の職員ですね。あとは同窓会の関係、あとは小学生、中学生というようところが考えられるかなということで挙げてございます。

それで、組織の形なんですけど、まずは全体会というところで一つ設けて、その下に各部会を設けるような形でいかがかなというようところでございます。全体会といたしましては、全体の協議事項ということで、学校名であったり、校章、校旗であったり校歌と。ここの括弧書きで一応案というか、学校名であれば一般公募はいかがかなと、あと校章・校旗であれば専門家というかデザイナーとか、そういうところに頼むとか、あとはこれも一般公募という考え方もあると思います。あと、校歌についても専門家ほかと書いてございますけれども、これも一般公募もあり得るのかなというようところでございます。

それで、全体会の構成員につきましては8名程度でどうかと。これは、一応4つほど部会をつくっておりますけれども、各部長の方とあともう1人、それぞれから出ていただくということで、各部会から2名ずつということで8名。これが全体会でどうかという案でございます。

その下に部会がありまして、まずは総務検討部会ということで、総務的な部分と。ここで一応協議事項ということで書いてございますが、記念行事の計画、あとは事前交流をどういう形でやるかというような部分とか、あとは校則、あとは給食アレルギー等の対策等、あといじめ・不登校の部分、あとは引っ越し計画とか準備等、あと教材・備品の整理処分というようところとか、あと同窓会の関係をどうするかというような部分を一応想定して入れてございます。構成員につきましては、6名程度ということで、メンバーにつきましては中学校長、中学校教職員、学校評議員、PTA、同窓会、あとは町ということで書いてございます。

続きまして、PTA検討部会ということで、これはPTAの関係の内容を協議するというところで、PTAの予算、組織、PTAの規約、慶弔規定等、あとはPTAの事業計画、こういうものにつきまして、これにつきまして構成員につきましては6名、PTA会長、あとPTAの方、あとは開校時に新中学校に通う児童の保護者というようところですよ。

その次が、学校運営教育課程検討部会ということで、協議事項が学校教育目標とか、これ学校運営にかかわる部分ということになると思いますけれども、教育計画、時間割とか、各教科年間指導計画、校務分掌、あとは組織等、あとは学校の備品、教職員の事前研修、情報交換、あとは部活動、これにつきましても6名ということで、例としては中学校長、あと教職員、学識経験者、学校評議員ということで書いてございます。

最後になりますけれども、4つ目でございます。通学・住民連携検討部会ということで、協議事項につきましては通学スクールバスの部分と、あとは通学路の安全対策、住民との連携と、あとはこの田んぼの中学校構想をどこに入れるかというのがちょっと難しい部分がございます、これは住民連携という部分になるのかなというようなところもありまして、ここに入れたというようなところがございます。構成員につきましては6名で、中学校長、学識経験者、あとは新中学校に通う児童の保護者、あとは住民、小学生、中学生とこういうようなことで案として書かせていただいているというようなところがございます。

インターネット等で調べると、いろいろな例があるんですが、そういうものを見ながらですけども、部会の数自体をどうしていくとか、あと構成メンバーをどうしていくかというようなところが非常にまちまちといういろいろな形がありますので、今回うちの町で進めていくに当たってどういう組織でいくのか、メンバーでいくのかということをご協議いただければというところがございます。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。たたき台ということで、今回示していただきまして、本当にありがとうございます。これを、各委員さん方持ち帰っていただいて、一応見ていただいて、足りない部分ももしかしたらあろうかと思えますし、ご検討をお願いし、次回以降また詳細にわたって協議していくということにしたいと思うんですがいかがでしょうか。よろしいですか。成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 前に、いろいろ何度かアンケートしたときに、そのアンケートの中に校歌はどうかとか、部活はどうかとかって個々にありましたよね。そういうことを全部拾ってあるのかどうかということですよ。あとは、やっぱりこういうことを見てもらうのはまずいのかもしれませんけれども、現役の保護者の皆さんに意見をもらうという方法があれば、より具体的なんじゃないかなと思います。例えば、PTAを検討するときの協議事項というのが、順番なんか、例えばPTAの事業計画があつて予算があつて組織があつて規約があつて、最後に慶弔規定かなと思ったり、そういったことを具体的に現役の皆さんの声が反映されたようなやり方であればいいかなと思います。やっぱり、私なんかあったのでは限界がある。若い人に。

○委員（後藤眞琴） 僕もそれじゃあ1つだけね、この部会、これ全部教育委員会総務課の誰かが出て行かなきゃなりませんので、できるだけ少なくするように。それから、住民がどこの部会にも入れるような格好で。そういうことをまず基本的な原則みたいなものを考えて、それで部会に参加してもらおう。それをかなり詰めた形で考えていったほうがいいんでないかと思います。（「なるほど」の声あり）あと細かいことは次のときにまた。

○教育長（大友義孝） そうですね、ありがとうございます。

住民の方々が参加できるような形でもっていくということですね。ありがとうございます。

じゃあ、これの構成も含めて、次回以降、詳細にわたって検討して、そしてすぐに動いていかなきゃない部分もあろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、日程第8、学校再編については以上で終了させていただきます。

---

## その他

- 1 行事予定等について
- 2 町内中学校運動会出席者について
- 3 美里町敬老式の出席者について
- 4 町内幼稚園運動会の出席者について
- 5 令和元年年9月教育委員会定例会の開催日について

○教育長（大友義孝） それでは、その他に入ります。

続けて順番に行こうかと思いますが、まず1つは行事予定ですね。課長補佐、説明ありますか、必要ですか。行事の予定表一覧のやつかな。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 行事予定の中では特にないのですが。

○教育長（大友義孝） じゃあ、全部進めてもらっていいです。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） では、今月の末に中学校の運動会を予定しております、例年どおり教育長、教育委員の出席者の割り振りというものを案として出させていただきます。

お手元の資料をちょっと確認していただきたいと思います。

ご都合等悪ければこの場で話していただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 31日全部なので、小牛田中学校のほうに私が回って、後藤委員はちょっと…。

○委員（後藤眞琴） まだちょっと東京のほうに行かなきゃならないので。先ほど教育長さんに無理に…。

○教育長（大友義孝） ということで、留守委員さん、南郷中学校をお願いいたします。

○委員（留守広行） わかりました。

○教育長（大友義孝） あと、成澤委員さんと千葉委員さんはよろしいですか。（「はい」の声あり）ということで、すぐ決まるんだね。（「教育長」の声あり）はい、どうぞ。

○委員（留守広行） 南郷中学校の会式時間、集合時間からちょっと時間があるんですけども、これ9時20分でいいんですか。（「あら、そうだね」の声あり）

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 一応確認はしております。それと、南郷中学校は、会場が南郷小学校になりますので、こちらもちょうどご留意していただきたいと思います。

○委員（留守広行） 南郷小学校でやるの。

○教育長（大友義孝） 随分時間あいているな。集合時間から開式まで35分もあるの。

○委員（留守広行） これ、南郷小で。わかりました。

○教育長（大友義孝） じゃあお願いします。

あとは、敬老式もですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） はい、引き続きお願いします。昨年等考慮しまして、今回も出席者の案として出させていただきました。都合悪い方は、この場で確認したいと思います。

○教育長（大友義孝） これは、9月14日、皆さんいいですか。

○委員（後藤眞琴） 幼稚園の運動会、大丈夫です。（「敬老式のほう、まず」の声あり）これも大丈夫です。

○教育長（大友義孝） じゃあ、敬老式はこれでお願いします。

あとは、幼稚園の運動会。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 最後になります、幼稚園のですね。こちらは9月28日に予定しております。

○教育長（大友義孝） これはどうしましょう。これも皆さん大丈夫ですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、いつものように雨が心配なので、会場がずれるとかそういったときは直接委員さんに連絡とってもらう、学校のほうから、そういう形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 調整させていただきます。

○教育長（大友義孝） 出席、ばりばりと委員の皆さんに行かれるので、すぐ決まる。

それでは、最後に9月の教育委員会の定例会の予定ですが、事務局で案はございますか。

おそらく、9月の24日まで多分議会があるのではないかなと予想されているんですね。したがって、25日以降の25、26、27のいずれかになるかと思うんですが。その中で希望を先に述べたほうがいいんじゃないの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私は特に大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 3日間、どこでも大丈夫。（「はい」の声あり）じゃあ、どうしようか。

○教育次長（佐々木信幸） ただ、27日の午前中が教育長の予定で、小牛田高等学園の創立30周年というのがありますね。

○教育長（大友義孝） そうなんです。それでね、できれば金曜日はしたくないというか、金曜日の午後はちょっと先生方の勤務時間の関係で、金曜日の午後というのはあくんですよ、先生方が。そうすると、先生方の勤務日をずらさざるを得ない。ですから、できれば水曜日か木曜日のほうがいいとは思いますが。

○委員（後藤眞琴） 26日の午後が。

○教育長（大友義孝） じゃあ、26日午後1時半、いかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そのように。26日、午後1時30分、場所はここでということにさせていただきたいと思います。（不規則発言あり）大丈夫ですか、9月26日、午後1時30分、大丈夫ですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、そのようにお願いいたします。

その他のその他、書いていないから、その他ないんだね。ある（「ちょっとだけ」の声あり）はい、どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 報告をさせていただければと思うので

すが、まずは情報公開請求がございまして、どういう内容かといいますと、平成26年10月に美里町教育委員会主催で開催された小牛田地域学校給食センター基本構想、返却にかかる説明会の全文記録の議事録、その時の説明会の全文記録の議事録と、あとはその住民説明会のまとめというものを情報公開請求出ておりましたので、それで、全文記録につきましてはつくってございましたのでそれを公開をさせていただいております。ただ、この住民説明会のまとめというのは、教育委員会の中で当時の、27年の1月28日だったと思いますけれども、その定例会の中でたたき台を事務局からお出しして、まとめの、そして委員の皆様の意見を聞いた上で調整をするということにしておいたみたいなんです、それぞれの意見をいただいております。それはデータで私見つけたんですけれども、ただ、最終的にとりまとめたものが存在していないというふうに私の調査の結果になりまして、この最終的にまとめたものは不存在であるということで通知を出しております。ないと、最終的にとりまとめたものはですね。ただ、参考までに、そのまとめのものについては提供はしておりますけれども、たたき台についてはですね。一応そういう状態が一つございます。

それと、苦情申し立てということで、まず一つが、教育委員会に対してなんですけれども、まちづくり会議の方からですね。総務課のほうに、簡単に言うと、教育委員会のほうでちゃんとした回答が来ないということで、それはおかしいと、求めるものが来ないのでという苦情なんです。それを総務課のほうに対して。ただ、この苦情申し立てというのは、職員に対する苦情申し立てなんです。職員に対する苦情申し立ての一応要綱がありまして、様式もありまして、それに基づいて出しているみたいなんです、教育委員会と言っているの、教育委員会に対する苦情申し立てには当たらないということで、総務課のほうで回答することになったみたいです。

それと、あともう一つ苦情申し立てがありまして、この苦情申し立てにつきましては議事録が公開されているということで、職務怠慢ではないかというようなことで来ておりますので、これについてはちょっと整理をして報告したいなと、総務課のほうにですね。調査をしろということなので、その内容について。それを調査して、報告するというようなところでございます。

○教育長（大友義孝） 議事録が公開されているっていつ来たの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは、一応最初にデータだけもらったんですけれども、8月21日付ですね。

○教育長（大友義孝） 最初のやつは。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 最初のやつは、8月13日付。

- 教育長（大友義孝） お盆に皆来るんですね。そして、議事録がおくれているというか、職員の個人特定されているんですか。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは、個人は特定されていないです。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、個人じゃなくて教育委員会に対するものという解釈でいいんですか。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 書き方としては教育委員会は、この規定を守っていませんという。
- 教育長（大友義孝） 何の規定ですか。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 美里町教育委員会会議規則第22条第1項は、議事録は次の定例会において承認を受けなければならない。ただし、臨時会についてはこの限りではないとしています。美里町教育委員会はこの規程を守っていませんと。
- 教育長（大友義孝） 守っていないのはわかるんですけども、守れない事情もあるということも一つあるし、さらに不利益を受けたんですか、申立人は。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、口頭で大変恐縮なんですけれども、お配りすればよろしいのかもしれませんが、教育委員会で議論されていることを知る時期が遅くなり、関係者間で議論できないまま教育委員会だけで決定されてしまいますと。教育基本法は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に努めるよう求めています。この実施を阻害しています。本町の第3次行政改革大綱では、その目玉として内部統制による組織マネジメント改革を挙げ、その一つの柱に法令遵守を掲げています。法令遵守できなければ公務員の資格はありませんというような不満の内容です。（「わかりました」の声あり）
- 教育長（大友義孝） 以上でございます。
- 委員（後藤眞琴） 最初の、何かのまとめたものたたき台、それは向こうへ出したんですか。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは、教育委員会の資料でありますので、それについてお出ししております。
- 委員（後藤眞琴） 最終的なものは出してない。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 出してないです。
- 委員（後藤眞琴） それはないんですからね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ないんです。各委員から修正していただいたものはあるんです。ただ、それを公開するということにはならないのではないかなと。ちゃんと会議の中でまとめ上げていけば、それはそれをお出しすればいいんですけども、ち

よっとそれがないので、そういうものはないですということでご通知申し上げた。

○委員（後藤眞琴） それ、僕が委員長やってたときですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 1月は、佐々木勝男さんが委員長で、2月から後藤委員が委員長ということで。そして、この件について話をしているのが、1月と2月だけなんです。その後はこの件についてはちょっとなくなってしまっていて、継続して協議していないのではないかなというようなところです。

○委員（後藤眞琴） 全然記憶ないです。

○教育長（大友義孝） そういうことです。

ちょっと長くなってしまいました。いろいろ協議をしていただきましたが、以上で日程的には全て終了させていただきました。

以上で、本日の会議は終了しましたので、これをもって令和元年8月教育委員会定例会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでございました。

午後4時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員

---

署名委員

---